

庄原市道路草刈り作業実施交付金交付要綱 (平成17年3月31日告示第132号)

最終改正:平成23年2月14日告示第14号

改正内容:平成23年2月14日告示第14号[平成23年4月1日]

○庄原市道路草刈り作業実施交付金交付要綱
平成17年3月31日告示第132号
改正

平成23年2月14日告示第14号

庄原市道路草刈り作業実施交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市道及び市が管理する農林道(以下「道路」という。)の草刈り作業を実施した地域に予算の範囲内において交付金を交付し、環境の保全及び生活の安全確保を図るため、当該交付金の交付に関し、庄原市補助金交付規則(平成17年規則第46号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象となる事業は、道路の路側及び法面の草刈り、集草作業(刈り幅おおむね1メートルとする。以下「作業」という。)であって、地域ぐるみの奉仕活動として実施されるものとする。

2 交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する団体(以下「地域」という。)とする。

- (1) 自治振興区
- (2) 自治振興区を構成する地域
- (3) その他市長が適当と認める地域の団体

(市道作業の交付申請の手続)

第3条 市道を対象とした交付金の交付を受けようとする地域の代表者は、市道草刈り作業実施届出書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 市道作業計画書(様式第2号)
- (2) 作業箇所図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める実施届出書は、毎年度、市長が別に定める期間に提出しなければならない。

(農林道作業の交付申請の手続)

第4条 市が管理する農林道を対象とした交付金の交付を受けようとする地域の代表者は、農林道草刈り作業実施届出書(様式第3号)に次の各号に定める書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 農林道作業計画書(様式第4号)
- (2) 作業箇所図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める実施届出書は、毎年度、市長が別に定める期間に提出しなければならない。

(作業の実施)

第5条 作業は、毎年度4月から10月の間に行うものとする。

(交付金の額等)

第6条 交付金の額は、作業を実施した延長(片側延長)に1メートル当たり10円を乗じた額の範囲内とする。

2 交付金の交付は、1路線当たり年1回限りとする。

3 交付金の額の算定は、第3条第1項又は第4条第1項に定める実施届出書に記載された延長と、第7条又は第8条に定める完了届出書に記載された延長のいずれか低い方により行うものとする。

(市道作業の実施報告)

第7条 市道を対象とした作業を完了した地域の代表者は、当該作業完了後14日以内に市道草刈り作業完了届出書(様式第5号)に次の各号に定める書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 市道作業実績書(様式第6号)
- (2) 作業箇所図
- (3) その他市長が必要と認める書類

(農林道作業の実施報告)

第8条 市が管理する農林道を対象とした作業を完了した地域の代表者は、当該作業完了後14日以内に農林道草刈り作業完了届出書(様式第7号)に次の各号に定める書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 農林道作業実績書(様式第8号)
- (2) 作業箇所図
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付金の返還等)

第9条 市長は、交付金の交付を受けた地域が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 作業の実施について、不正等の行為が認められたとき。
 - (2) その他市長が不相当と認めたとき。
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成23年2月14日告示第14号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市道路草刈り作業実施交付金交付要綱の規定により交付決定した者については、なお従前の例による。

様式(省略)
